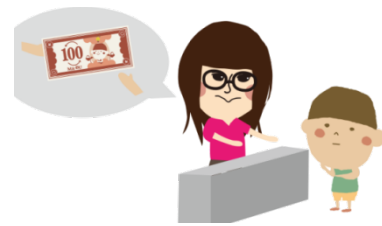


お知らせ・講座案内

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ



第17回 定期総会 と 認定NPO法人取得 記念講演会のご案内

2017年6月10日（土）
●13:00～14:30 定期総会
（どなたでも傍聴していただけます）

千葉市生涯学習センター3F 大研修室にて
（千葉市中央区弁天3丁目7-7）JR千葉駅 中央改札より徒歩8分

●15:00～17:00 講演会 ➡

地域通貨「まーぶ」の事務局をはじめ、まちづくりの企画開発に携わる松村さんを講師に迎えて、住民主体の暮らしづくりの実践事例を共有します。子どもの貧困問題の対策のひとつとして生まれた地域通貨「まーぶ」。「まーぶ」を使って、自分の力で夢を叶えられる、そんな子どもたちの未来を育むまちづくりとは？

＜＜認定 NPO 法人取得 記念講演会＞＞

地域通貨「まーぶ」が育む子どもたちの未来

北芝地域(大阪府箕面市)住民主体のまちづくりの今

・講師：松村幸裕子さん
（NPO 法人暮らしづくりのネットワーク北芝 スタッフ）

・参加費：500 円

・定員：80 名（申し込み先着順）

◆主催・申込み：NPO クラブ（下記 連絡先まで）

※対象テーマに関心のある方ならどなたでも、お越しいただけます。



信頼される団体になるために 決算報告書の作り方を学ぼう！

「事業報告書提出のための 決算報告書作成講座」

2017年4月26日（水）
13:30～16:30
場所：千葉市民会館 第6会議室
JR千葉駅中央口より 徒歩8分

講師：加藤 達郎さん
（千葉県税理士会所属加藤達郎税理士事務所所長）
対象：NPO 法人の会計担当者・理事
定員：30 名（先着順）
受講料：一人 3,000 円
内容：・NPO 法人の会計の日常業務の留意点
・活動計算書、貸借対照表、財産目録の
まとめ方 など NPO 法人会計基準に則して。
◆主催・申し込み NPO クラブ（下記連絡先まで）
*事前にお申し込みの上、受講料をお振込願います。

第12回 福祉施設紹介・販売フェア 「大きなテーブル」

市内および近隣地域の福祉施設などで作られている新鮮野菜や新鮮卵、パンやクッキー、手作りの小物などが販売されます。福祉施設の取り組みや商品を紹介し、地域の方に知っていただくフェアです。

2017年6月16（金）・17（土）
10:00～14:30

場所：四街道市文化センター展示ホール、
みんなで地域づくりセンター

*専門機関による就労や進路相談コーナーも設置

◆お問合せ：
四街道市
みんなで地域づくりセンター
四街道市大日396
（文化センター1階）
TEL 043-304-7065



＜＜編集・発行＞＞ 特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（NPO クラブ）

〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂 5-21-12 TEL 043-303-1688 FAX 043-303-1689
Mail: npo-club@par.odn.ne.jp URL: http://npoclub.com ブログ: http://blog.canpan.info/npoclub1
f http://www.facebook.com/NPOclub t https://twitter.com/npoclub

・団体会員 51 団体 個人会員 95 人 発行 1,000 部 会員・県内市民活動支援センター・自治体等に送付しています。

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人） ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

ニュースレター

つぎの一步 くん



Vol.59
2017. 4

地域力、福祉力、市民力 チカラをあつめる、つなぐ、広げる ～ 市民が主体の地域づくりを！

＜＜今号のテーマ＞＞ 認定 NPO 法人になるとは、どういうこと？

この1年間、役員、スタッフと認定要件をクリアするための準備を進め、認定取得したことをご報告いたします。これまで NPO クラブの趣旨に賛同いただいた会員、寄付者の方々には感謝申し上げます。地域づくり団体、ボランティア団体、市民活動団体と共に、ソーシャルセクターが果たすべき役割を再確認し、多くの市民と地域の課題解決に向けてより一層熱意をもって活動を進めていきます。ひきつづき、ご協力をお願いいたします。

代表理事 牧野昌子



千葉県内 認定 NPO 法人はまだ 2 % 足らず

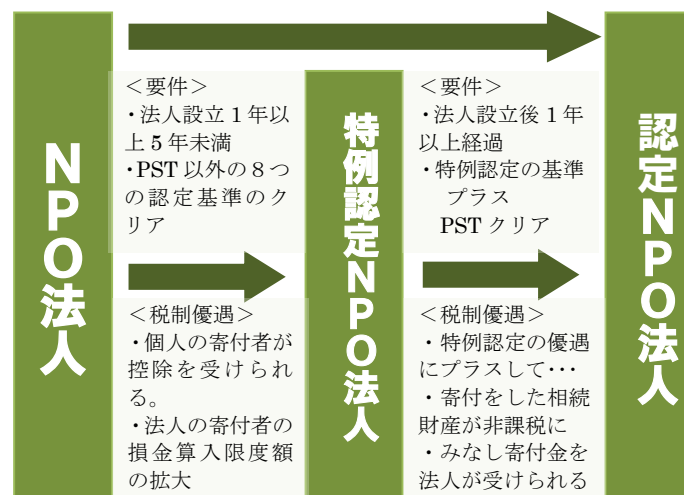
千葉県内の NPO 法人の内訳は下記のようになっています。法改正により所轄庁が認定を行う新たな認定制度がスタートして5年経った現在、認定 NPO 法人は認証法人数の2%足らずとまだ少ない印象です。しかし、2012年4月1日の改正法施工後、認定数は急速に増加しており、今後も着実な増加が期待されます。

千葉県内 認証 NPO 法人	2,000 件
千葉県内 認定 NPO 法人	38 件

（データは 2017. 2. 28 現在、内閣府 NPO ホームページより）

PST とは パブリック・サポート・テスト

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるもの。寄付者数のほか、寄付金収入の割合）、自治体の条例指定基準の3つの基準の中から法人が選択できる。



なぜ、「認定」取得するのか？

メリットとして、次のことが考えられます。

- ① 社会的信頼が増します。
（高い公益認定基準をクリアするため）
- ② 寄付金を集めやすくなります。
（寄付者に税制優遇があるため）
- ③ 法人税などの負担が減る場合があります。
（「みなし寄付金制度」を活用し損金算入ができる場合もあります）
- ④ 組織を強化することができます。
（運営、経理、情報開示など認定基準を維持し続ける必要があるため）
- ⑤ 役員やスタッフの法人運営意識が高まります。
（公益性を求められるため、社会的責任を法人内部で認識することにつながるから）

その一方、認定基準を満たし続けなければならないため、報告書類や寄付金管理の事務手続きが増えるほか、運営状態や情報公開にも高い水準が要求されることになります。しかし、税制優遇や社会的信頼を得る法人たるためには、必要条件と考えるべきでしょう。税制優遇を受けられることは、自治体に納めていた税金が還付、減税されることで、税金の使途を寄付者や法人の意思で決められることにもつながります。より地域の課題に即して主体的に税金を活かす可能性を持っています。

認定NPO法人になったら …団体からのメッセージ

認定特定非営利活動法人 外国人の子どものための勉強会

2003.8.25 法人認証 2012.11.30 認定取得

<団体紹介>

地域に在住する主に外国人の子どもたちに日本語や教科支援を行い、また交流の場を提供し、真の自立を支援している。定例勉強会、集中勉強会、おやこ会などの交流会といった3つの活動のなかで、地元の高校生ボランティアの受け入れや恒例のフリーマーケットを行うなど、地域とのつながりも強めている。



代表 海老名みさ子さん

認定取得のきっかけ

NPOとして活動はしていましたが、スタッフに交通費も出せない状況でした。せめて交通費ぐらいは出せるよう、法人として安定した体制を作りたいと思ったことが、認定取得へのきっかけでした。認定取得を決めた当初は、寄付や会員を募ったり、様々な改革を迫られたりと、認定の基準をクリアすることにプレッシャーを感じ、認定取得を疑問に思うスタッフも出てきて、よくない空気が法人内に漂っていました。

基準をクリアするための苦労

会計帳簿や定款の見直しなどが大変だったため、代表がそれまで一人で管理していたことも、何人かで分担するようになりました。認定取得したことで会員やスタッフの理解が進み、協力しあうことで、団体としてまとまっていったように思います。

認定取得してから変わったこと

認定取得の過程で、外に向かって発信する必要を感じ、意識するようになった点です。認定取得前には、法人のPRをするなど意識していませんでした。ホームページや会報で、助成金で行う事業や寄付に関する税制優遇について掲載するようになりました。そのお陰で去年は、ホームページを見た名古屋市在住の方からの多額の寄付などがありました。

また、助成金への応募や市のサポートセンターの伴走支援を受けることを通して、外からの視点で団体を見てもらい、必要なことをひとつずつ進めていくようになりました。支援を必要とする子どもたちに活動をもっと知って、参加してもらうにはどうすればよいのかを探るため、マーケティング基礎調査を行ったのも、そのひとつです。

認定基準をクリアできる法人になるためには、大変さも伴います。今年度の認定更新に向け理事会で何度も話し合い、法人がレベルアップできる良い機会ととらえ、更新作業を進めることを決定しました。



認定NPO法人を目指す
団体の方へ

ひとことアドバイス

認定取得に向けた実務で大事なこと

◆寄付者の領収書の発行、管理をきちんとすること

NPOクラブでは、認定のための基準の選択肢3つから、「実績判定期間(過去2年)の年3,000円以上の寄付者の数が平均100人以上である」ことを選択しました(寄付者数には、賛助会員など、団体の運営について決定権を持っていない会員も含まれます)。会員および会員以外の寄付者について住所、氏名を明確にし、入金年月日をきちんと確認できるように管理しておくことが大事です。

◆事業報告書をきちんと提出しておくこと

年度終了後、所轄庁に事業報告書をきちんと提出していますか? 認定を受けるためには、過去も含めて、届け出や納税がもれていないかを問われます。

認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふきのとう

1999.4.26 法人設立認証
2012.11.16 仮認定取得
2014.10.1 認定取得



代表 森明子さん
事務局長 足立桂子さん

<団体紹介>

たすけあい活動を主軸にみんなが暮らしやすいまちづくりを目指して活動する市民団体。介護保険事業、障害者支援事業を行うほか、地域のコミュニティスペースを地域のボランティアスタッフとボランティアで運営している。

たすけあい活動利用会員 168名

認定取得のきっかけ

活動を始めて30年近く経ち、法人格も早い時期に取ったので、次は「認定」取得と考えていました。認定取得は社会的信用を得るステータスのようなものだと思います。仮認定の2年間は会員への説明をしたり、寄付者を募ったりと認定取得までの準備期間となりました。

基準をクリアするための苦労

一番苦労したのは、寄付者を募ることです。認定取得した今でも、苦労しているところです。PSTで、事業年度中の寄付金総額が3,000円以上の寄付者の数が、年平均100人以上必要でした。会員に発行している通信で説明し、キャンペーンを行いました。その結果、会員の理解がすすみ、2カ月間で賛助会員38名、寄付者10名を得ることができ、100人以上という基準をクリアできました。事務面では、あまり認定申請手続きには苦労を感じませんでした。役員報酬規程や賃金規定など足りない必要書類は仮認定申請時に作成済だったので、段階的に申請作業ができました。ただ、仮認定のメリットは感じづらかったので、申請手続きが二度手間の感はありましたが。

認定取得してから変わったこと

年平均100人の寄付者を得ることを意識するようになったことです。例えば、イベントでカンパを募った際、「3,000円の領収書を発行します」と募金箱を分けると思った以上に寄付が集まり、今年度は楽に基準を超えることができました。認定NPO法人で税制優遇が受けられるのであればと、寄付につながった例や、寄付の大幅な増額が4カ月間で2件ありました。認定の効果が、これから増えていくのかもしれませんが。一方で、寄付者名簿や領収書の管理などの事務作業量が増えた感があります。

認定NPO法人としての体制を維持することはエネルギーが必要ですが、だからと言って、認定を取り消したいとは思いません。認定だからこそ、きっちりとしておかなければと、緊張感をもって法人運営するようになりました。



◆労務管理はできていますか?

「NPOは企業と違って就業規則に沿った労務管理は難しい」と思う一方で、社会的なポジションを得ていくためには、法人として労務管理をきちんとする必要があるとも考えていました。今回、認定取得のための準備を進めていく中で、自分たちの働き方を見直すとともに、社労士さんに就業規則の作成をお願いしました。

認定取得に向けた作業の中で、これまでの事業を振り返り、自分たちの団体に不足していることを確認できました。取得を目指す団体の方は、具体的な作業も含めてアドバイスしますので、お気軽にご相談ください。 ☎ 043-303-1688